

## 保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーションの皆様へ

社会保険診療報酬支払基金大分支部  
大分県国民健康保険団体連合会

平素、審査支払機関の円滑な運営に格別のご協力とご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年6月診療分（7月請求分）から日出町及び玖珠町、平成29年7月診療分（8月請求分）から津久見市の子ども医療費助成事業の助成拡大に伴い助成対象（小中学生の通院）を社会保険診療報酬支払基金大分支部及び大分県国民健康保険団体連合会で受託することとなりました。

つきましては、平成29年7月請求分から当該事業に係る請求方法等が変更となりますのでお知らせいたします。

★小中学生の助成方法がかわります（未就学児の変更はありません）

★小中学生（通院）も、医療機関等の窓口子ども医療費受給資格者証を提示することで、医療機関等での窓口負担（健康保険適用分）を支払う必要がありません。

### 1 子ども医療費助成事業

○公費負担者番号：日出町・83.44.820.9  
玖珠町・83.44.847.2  
津久見市・83.44.807.6

○対象となる医療費：小中学生の通院

○一部負担金：日出町・通院分については500円/日（一医療機関ごと、月4回まで）  
・調剤分については0円  
玖珠町・なし  
津久見市・なし

○対象医療機関：大分県内の医療機関等

### 2 日出町について

- 平成29年4・5月診療分は償還払いとなっています。月遅れ請求はできませんのでご留意願います。
- 通院分について、一日に一医療機関を二度受診した場合でも負担金は500円です。

◇本件に関するお問合せ先◇

【被用者保険分の請求方法に関する問合せ】

社会保険診療報酬支払基金大分支部 管理課 097-532-8228（ダイヤル）、（内線114・118）

【国民健康保険分の請求方法に関する問合せ】

大分県国民健康保険団体連合会 097-534-8472（直通）